

多摩市食育推進ロゴマーク使用の手引き

多摩市食育推進ロゴマークのご紹介と使用手続きのご案内です
食育推進ロゴマークをどうぞご活用ください

▼▼多摩市食育推進ロゴマークの紹介

多摩市食育推進ロゴマークは、多摩市の「多」の文字をキャラクター風にし、おいしく食している様子、また、家庭、地域のつながりをイメージできるものです。25点の応募作品の中から選ばれ、多摩市食育推進ロゴマークとして決定しました。



▼▼ロゴマークの使用目的

食育推進ロゴマークは、食育活動をわかりやすくお知らせしていくものです。「ロゴマーク」が積極的に活用されることで、「食育」が身近なものとなり、家庭や地域で「食育」の取組みを広げることを目的に使用するものとします。

ロゴマークを広くご活用いただくことで、一人ひとりの食への関心を高めていくことを目指しています。

▼▼ロゴマークのデザイン

原則、オリジナル版をご使用ください。用途に応じて、食育テーマ版（縮小対応型）、ひらがな版（縮小対応型）もご利用いただけます。



「オリジナル版」






「食育テーマ版（縮小対応型）」



「ひらがな版（縮小対応型）」

▼▼ロゴマークのご利用のメリット

-  食育の取組みが一目でわかる！
-  活動のPRになる！
-  ネットワーク作りに生かせる！

例えば…チラシ、パンフレット、イベントや講座の看板に。名刺やホームページに。

▼▼ロゴマークの使用者

ロゴマークは、次に該当する場合を除き、どなたでもご使用いただけます。

- 多摩市又は食育推進活動のイメージを傷つけ、食育の正しい理解の妨げになる場合
- 専ら特定の個人の活動又は政治的、宗教的若しくは営利的な活動に関する場合
- 公序良俗に反すると認められる場合
- 健康センター長が不相当と認める場合

▼▼使用の手続き

1. 使用申請

多摩市食育ロゴマーク使用（変更）申請書にロゴマークの使用内容がわかる資料等を添付して、多摩市立健康センターへ提出してください。

＜提出方法：インターネット、郵送、ファクシミリ、窓口提出＞

ファクシミリで申請書をご提出いただいた場合、健康センターから申請者（連絡担当者）の方へ電話で申請受付の連絡をいたします。ファクシミリ送信後、24 時間以内に連絡が無い場合は、お手数ですが健康センターまでお問い合わせください。土日祝日をはさむ場合は、翌開庁日に連絡をさせていただきます。

＜申請にあたっての注意事項＞

- 下記注意事項・禁止事項をお読みになり、同意のうえ申請書に必要事項を記入し、お申し込みください。
- 商品販売等にかかわる場での使用については、事前にご相談ください。
- 名刺にマークの印刷をする場合は、会社、団体、グループ等の構成員 1 名が代表して申請してください。
- 使用内容に変更又は追加が生じた時は、多摩市食育ロゴマーク使用（変更）申請書を提出してください。

2. ロゴマークの受け取り

多摩市食育推進ロゴマーク使用（変更）承認通知書により通知、あわせてロゴマークを郵送します。

＜ロゴマーク使用上の注意事項＞

- 承認された内容にのみ使用してください。
- 色は、印刷物の仕様に応じてモノクロ又は赤の単色刷りのいずれかを選択してください。
- 使用に起因して問題が生じた場合は、使用者が一切の責任を負うこと。問題が発生した場合は速やかに健康センター長に報告するとともに、適切な措置を講じてください。
- 健康センター長から使用報告について資料の提出又は報告を求められた場合、応じてください。
- 使用者は多摩市食育推進ロゴマーク使用の手引きに定められた事項を遵守してください。これに反してロゴマークを使用した場合は、使用の承認を取り消すことがあり、使用の承認を取り消された後は、ロゴマークを使うことができません。

＜ロゴマーク使用上の禁止事項＞

- ロゴマークのデザインや縦横比率の変更その他の改変をすること。
- 意匠法に基づく意匠の登録、商標法に基づく商標の登録その他の知的財産に関する権利の設定又は登録をすること。

☎問合せ/申請先 多摩市健康推進課（多摩市立健康センター） TEL 042-376-9111

〒206-0011 多摩市関戸 4-19-5 FAX 042-371-1235

多摩市公式ホームページ 「多摩市食育推進ロゴマークの紹介」で検索

URL <http://www.city.tama.lg.jp/>